

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>※文書全体</p> <p><u>「、」を用いる。</u></p> <p>(道路計画)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幹線道路の延長密度</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 商業地及び工業地を中心とする市街地における幹線道路と補助幹線道路は、商業業務施設の集積状況、工場の敷地規模によりある程度の幅をもつものであるが、商業地においては1 k m<sup>2</sup>当たり5～7 <u>k m</u>、工業地においては1～2 <u>k m</u>の延長密度を目安とする。</p> <p>(縦断勾配)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 自転車道及び歩道等の縦断勾配は、5%以下とすることが望ましい。</u></p> <p><u>ただし、地形の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、8%以下とすることが望ましい。</u></p> <p>(横断勾配)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 自転車道及び歩道等は、<u>1%以下</u>として横断勾配を設けるものとする。</p>	<p><u>「、」と「、」が混在。</u></p> <p>(道路計画)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 幹線道路の延長密度</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 商業地及び工業地を中心とする市街地における幹線道路と補助幹線道路は、商業業務施設の集積状況、工場の敷地規模によりある程度の幅をもつものであるが、商業地においては1 k m<sup>2</sup>当たり5～7 <u>k m<sup>2</sup></u>、工業地においては1～2 <u>k m<sup>2</sup></u>の延長密度を目安とする。</p> <p>(縦断勾配)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(横断勾配)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 自転車道及び歩道等は、<u>2%を標準</u>として横断勾配を設けるものとする。</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p><u>ただし、道路の構造、気象状況その他特別の状況によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。</u></p> <p>(舗装)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 道路のアスファルト舗装は、<u>国土交通省の「舗装の構造に関する技術基準(平成13年6月29日国都街第48号、国道企第55号)」</u>に準拠するものとし、その<u>断面構成</u>は、新潟市舗装マニュアル(3-6 新潟市の標準舗装断面構成)を標準とする。</p> <p>4 交通量が特に多いと市長が認めた幹線道路の舗装構成については道路管理者と協議するものとする。</p> <p>(歩道)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 歩道の有効幅員は、新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例第14条第3項に規定する幅員の値以上とする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第22条 道路の設計については、この基準によるほか、新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年12月21日条例第96号)、<u>新潟市移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年12月21日条例第98号)</u>、新潟市舗装マニュアル及</p>	<p>る。</p> <p>(舗装)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 道路のアスファルト舗装は、<u>日本道路協会のアスファルト舗装要綱(昭和35年2月1日)及び簡易舗装要綱(昭和39年3月20日)</u>に準拠するものとし、その<u>構造</u>は、新潟市舗装マニュアル(3-6 新潟市の標準舗装断面構成)を標準とする。</p> <p>4 交通量が特に多いと市長が認めた幹線道路の舗装構成は、<u>アスファルト舗装要綱(日本道路協会)</u>に準拠し、その<u>構造</u>については道路管理者と協議するものとする。</p> <p>(歩道)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第22条 道路の設計については、この基準によるほか、新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年12月21日条例第96号)、新潟市舗装マニュアル及び新潟市道路施設標準構造図集等に準拠するものとする。また、道路管理者の承認を得られるものでなければなら</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>び新潟市道路施設標準構造図集等に準拠するものとする。また、道路管理者の承認を得られるものでなければならない。</p> <p>(公園等の配置)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公園の用地は、高架線下地及び同鉄柱の用地に隣接しないものとする。ただし、利用上支障がないと認められ、かつ、地上権、地役権等の所有権以外の私権が設定されていない場合は、広場又は緑地として利用できることとする。</p> <p>附 則 この基準は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成17年3月21日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成17年10月10日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ない。</p> <p>(公園等の配置)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公園の用地は、高架線下地及び同鉄柱の用地に隣接しないものとする。ただし、利用上支障がないと認められ、かつ、地上権、地役権等の所有権以外の私権の設定されていない場合は、広場又は緑地として利用できることとする。</p> <p>附 則 この基準は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成17年3月21日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成17年10月10日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p>